

新規入所申込について

- I 入所申込みにあたっての必要書類
 - ・特別養護老人ホームわとなーる浦安入所申込書(様式1)
 - ・介護保険被保険者証コピー
- II 介護に関することでお困りのこと等ご意見がありましたら入所申込書の意見欄にご記入ください。
- III ご本人、ご家族の状況が変わった場合等は入所待機の順位が変わる可能性がありますのでご連絡くださいますようお願いいたします。
- IV 待機順位は暫定的な順位です。月例の入所検討委員会を経て、順位が入れ替わることがございます。入所者選定基準の要旨をご理解いただきご了承お願い申し上げます。
- V 他施設入所等で申し込みを取り下げする際、ご連絡くださいますようお願いいたします。
- VI 提出は事前連絡の上、ご持参下さい。ご質問やご相談をお伺いいたします。やむを得ずご持参が難しい方は郵送でもお受けいたします。

.....

要介護3～5の入所申込者については、従前どおりの取扱いにより「入所判定対象者」を選定します。

要介護1・2の方が入所を申し込むこと自体を妨げるものではないが、「入所判定対象者」となるためには「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由」が必要となります。(下記参照)

- 1) 認知症である者であって、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること、
- 2) 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること、
- 3) 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること、
- 4) 単身世帯である、同居家族が高齢または病弱である等により家庭等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること



特別養護老人ホームわとなーる浦安入所に至るまでの流れ

入所の申込み受付

↓

入所申込者名簿への登載

↓

必要に応じ点数化のための調査を実施(現況の把握)

↓

入所申込者の点数化

↓

選考者名簿(仮順位表)の作成

↓

入所検討委員会

申込者・変更申請者審査対象の順位確認

↓

選考者名簿に基づき審査、判定を行い正式な入所待機者順位名簿を作成、郵送にて順位報告

① 必要に応じ入所判定の為に調査・面談を実施(詳細調査)

② 入所決定に際し施設の特性を勘案できる事項の検討

・性別(男女の構成比)

・入所フロアの特性

・地域性

・医療的配慮

・その他、特別に配慮しなければならない個別の事情

↓

③ 最終判定(入所者の選考、決定)

↓

入 所

提出して頂いた申込書は毎年3月31日まで有効となります。

次年度も申込みを継続する場合は改めて申込書の提出をお願いいたします。